平成２２年（フ）第９５号
熊本県菊池郡菊陽町大字津久礼167番地３
キャロット壱番館103号
債務者　谷口　秀次
１　決定年月日時　平成22年２月19日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月20日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第４２号
鹿児島県鹿児島市照国町２―10―504、住民票上の住所鹿児島県鹿児島市魚見町128番地の１
債務者　折尾　享子
１　決定年月日時　平成22年２月19日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月20日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第６号
鹿児島県霧島市霧島田口2329番地
債務者　米澤　重昭
１　決定年月日時　平成22年２月19日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月20日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２２年（フ）第１１号
鹿児島県霧島市溝辺町麓1384番地
債務者　馬渡　英樹
１　決定年月日時　平成22年２月19日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月20日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２２年（フ）第１３号
鹿児島県霧島市霧島田口2285番地１
債務者　永山　一孝
１　決定年月日時　平成22年２月19日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月20日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２２年（フ）第１４号
鹿児島県伊佐市大口青木1679番地
債務者　諏訪　巧三
１　決定年月日時　平成22年２月19日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月20日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２２年（フ）第１６号
宮城県遠田郡涌谷町小里字松崎22番地
債務者　佐々木よし子
１　決定年月日時　平成22年２月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月21日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２２年（フ）第３０号
福島県いわき市泉玉露４丁目３番地の１　市営住宅２―３
債務者　鈴木　君彦
１　決定年月日時　平成22年２月19日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月21日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２１年（フ）第２０５号
茨城県取手市新取手４丁目13番９号
債務者　山田美恵子
１　決定年月日時　平成22年２月19日午後２時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月21日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２２年（フ）第１号
茨城県取手市白山７丁目６番12―210号
債務者　高野　賢司
１　決定年月日時　平成22年２月19日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月21日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２２年（フ）第１３号
茨城県龍ケ崎市藤ケ丘５丁目３番地33
債務者　皆川省三朗
１　決定年月日時　平成22年２月19日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月21日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２２年（フ）第１５号
茨城県稲敷市江戸崎甲2400番地６
債務者　酒井　一美
１　決定年月日時　平成22年２月19日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月21日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２１年（フ）第１０９１号
兵庫県西宮市上甲子園２―８―15甲子園ハニーマンション106号　川上映子方、住民票上の住所兵庫県西宮市里中町３丁目１番12―305号
債務者　川上　節子
１　決定年月日時　平成22年２月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月21日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第６２号
兵庫県尼崎市西桜木町23番地の１ルミエール西桜木402号
債務者　中村　一也
１　決定年月日時　平成22年２月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月21日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第７７号
兵庫県尼崎市戸ノ内町５丁目３番５―501号
債務者　下門　朝仁
１　決定年月日時　平成22年２月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月21日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第１０号
宮城県大崎市古川栄町２番７号
債務者　村上　靖子
１　決定年月日時　平成22年２月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月22日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２２年（フ）第１８号
宮城県大崎市岩出山字浦小路53番地４
債務者　今野かつみ
１　決定年月日時　平成22年２月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月22日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係